

養殖復興支援運営事業実施要領

23水推第743号
平成23年11月21日
水産庁長官通知
〔一部改正〕
24水推第114号
平成24年4月20日

第1 趣 旨

この事業は、東日本大震災により悪影響を受けた養殖業を復興するため、官民連携による養殖復興プロジェクトを立ち上げ、震災からの復興に向けて大きく前進するとともに、安定的な水産物生産体制を構築するための養殖復興計画の策定及びその認定等を行うものである。

第2 養殖復興プロジェクト本部運営事業

1 養殖復興プロジェクト本部の設置

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（1）のアの養殖復興プロジェクト本部の設置は、以下に定めるところによる。

（1）組織

ア 認定協議会

- （ア）認定協議会の委員は生産者及び関連団体、学識経験者、行政等の分野から選任するものとし、特定分野に偏らないよう組織するものとする。
- （イ）認定協議会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。
- （ウ）会長は、認定協議会の会務を総理するものとする。
- （エ）認定協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- （オ）委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （カ）委員は、再任されることができないものとする。
- （キ）委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- （ク）認定協議会には、専門的な事項を処理するための専門部会を設置できるものとする。
- （ケ）認定協議会は、養殖復興計画の認定に当たり必要と認めるときは、委員以外の者

を専門委員として認定協議会に出席させ、意見を求めることができるものとする。
(コ) 認定協議会は、必要と認めるときは、地域ごとに複数設置できるものとする。

イ 事務局

事業実施主体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、漁業・養殖業復興支援事業の適切かつ円滑な運営のため、専属の事務局を設置するものとする。

(2) 手続等

ア 水漁機構は、養殖復興プロジェクト本部を設置しようとするときは、別紙様式例1を参考に養殖復興プロジェクト本部設置要綱を作成の上、別紙様式第1号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 養殖復興プロジェクト本部設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(ア) 認定協議会の組織、職務及び運営

(イ) 事務局の組織及び職務

(ウ) 認定協議会委員名簿及び事務局員責任者の氏名

ウ 水漁機構は、水産庁長官の承認を受けた養殖復興プロジェクト本部設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。

エ 水漁機構は、別紙様式第2号により、年度ごとに養殖復興プロジェクト本部運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 水漁機構は、エの承認を受けた実施計画の上半期の実施状況について、別紙様式第3号により、毎年10月31日までに水産庁長官に報告するものとする。

カ 水産庁長官は、必要と認めるときは、水漁機構に対し、養殖復興プロジェクト本部の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

キ 水産庁長官は、カによる指示にもかかわらず、養殖復興プロジェクト本部の運営が改善されない場合には、アの承認を取り消すことができるものとする。

2 養殖復興計画の認定

実施要綱第3の2の(1)のイの認定手続は、以下に定めるところによる。

(1) 水漁機構は、第3の3の(2)の養殖復興計画書の提出があったときは、速やかに認定協議会にこれを諮るものとする。

(2) 認定協議会が、養殖復興計画について、3経営体以上による取組みであり、かつ、実施要綱第3の2の(1)のイの基準を満たすものと認めて認定を行おうとするときは、水漁機構は別紙様式第4号により水産庁長官に協議するものとする。

(3) 水漁機構は、水産庁長官から養殖復興計画を認定することについて異存がない旨の通知を受けたときは、養殖復興計画の申請者に対して別紙様式第5号により養殖復興計画が認定されたことを通知するものとする。

また、水産庁長官から養殖復興計画について変更の指示があった時は、再度認定協議会に諮るものとする。

(4) 認定養殖復興計画についての変更の申請があったときは、(1)から(3)までに準

じて処理するものとする。

- (5) 水漁機構は、認定養殖復興計画の実施状況について定期的に調査を行い、進捗が著しく遅れている場合又は実施内容に計画と齟齬がある場合には、改善を命令することとし、改善がされない場合には、水産庁長官に協議の上、認定養殖復興計画を取り消すものとする。

3 地域養殖復興プロジェクトに係る指導・助言等

実施要綱第3の2の(1)のウの指導・助言等は、以下に定めるところによる。

- (1) 水漁機構は、地域養殖復興プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グループ及び地域養殖復興プロジェクトを支援するため、相談窓口を設けるとともに、現地での説明・指導等を行うものとする。
- (2) 水漁機構は、地域養殖復興プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グループ及び地域養殖復興プロジェクトに対し、必要と認めるときは、専門家による指導・助言、調査・研究及び養殖設備や生産システムの設計等の支援を行うことができるものとする。
- (3) 水漁機構は、(1)及び(2)を行うに当たり、予めその事務手続等に関する規程を作成し、別紙様式第6号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

4 実施結果報告

水漁機構は、別紙様式第7号によりこの事業実施結果について、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

第3 地域養殖復興プロジェクト運営事業

1 助成金の交付

実施要綱第3の2の(2)の助成金の交付手続は、以下に定めるところによる。

- (1) 地域養殖復興プロジェクト運営者は、2の(2)のエにより地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画の承認を受けた場合には、速やかに水漁機構に対して別紙様式第8号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。
- (2) 水漁機構は、地域養殖復興プロジェクト運営者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、地域養殖復興プロジェクト運営者に対して別紙様式第9号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) 地域養殖復興プロジェクト運営者は、経済的な都合等により概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式第10号により概算払請求書により請求するものとする。
- (4) 水漁機構は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 地域養殖復興プロジェクト運営者は、事業終了後、別紙様式第11号の精算払請求書に2の(2)のカの事業実施結果報告書を添付して水漁機構に助成金の交付を請求するものとする。
- (6) 水漁機構は、事業実施結果報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金

の額を確定し、別紙様式第12号により地域養殖復興プロジェクト運営者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

- (7) 地域養殖復興プロジェクト運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- (8) 水漁機構は、地域養殖復興プロジェクト運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に地域養殖復興プロジェクト運営者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

2 地域養殖復興プロジェクトの設置

実施要綱第3の2の(2)のアの地域養殖復興プロジェクトの設置については、以下に定めるところによる。

(1) 組織

ア 地域養殖復興協議会

- (ア) 地域養殖復興協議会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (イ) 会長は、地域養殖復興協議会の会務を総理するものとする。
- (ウ) 地域養殖復興協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (エ) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (オ) 委員は、再任されることができるものとする。
- (カ) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- (キ) 地域養殖復興協議会には、その円滑な運営のため、課題ごと、養殖種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができるものとする。

イ 中小漁業経営支援協議会

実施要綱第3の2の(2)のオの中小漁業経営支援協議会の設置については、中小漁業経営支援協議会について(平成21年4月1日付け20水管第2909号)に定めるところによるものとする。

(2) 手続等

- ア 地域養殖復興プロジェクト運営者は、地域養殖復興プロジェクトを設置しようとするときは、別紙様式例2を参考に地域養殖復興プロジェクト設置要綱を作成の上、別紙様式第13号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- イ 地域養殖復興プロジェクト設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。
 - a 地域養殖復興協議会の組織、職務及び運営

b 事務局の組織及び職務

c 地域養殖復興協議会の委員及び事務局員責任者の氏名

ウ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、水産庁長官の承認を受けた地域養殖復興プロジェクト設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。ただし、地域養殖復興協議会の構成員のみの変更及び部会の設置の場合には、遅延なく水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

エ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、別紙様式第14号により、毎年度の地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、エの承認を受けた実施計画を変更する場合には、エに準じて処理するものとする。ただし、地域養殖復興協議会の部会の設置等の予算額の変更を伴わない変更の場合には、遅延なく水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

カ 地域養殖復興プロジェクト運営者は、別紙様式第15号により事業実施結果報告書を作成し、毎年度事業終了後30日以内に水産庁長官に提出するものとする。

キ 水産庁長官は、必要と認めるときは、地域養殖復興プロジェクト運営者に対し、地域養殖復興プロジェクトの運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

ク 水産庁長官は、キによる指示にもかかわらず、地域養殖復興プロジェクトの運営が改善されない場合には、ア又はエの承認を取り消すことができるものとする。

ケ ア及びウからカまでの申請は、水漁機構を經由して提出するものとする。

3 養殖復興計画の作成

実施要綱第3の2の(2)のウの養殖復興計画の作成は、以下に定めるところによる。

(1) 養殖復興計画は別添によるものとする。

(2) 地域養殖復興プロジェクト運営者は、策定した養殖復興計画の認定を受けようとする場合には、別紙様式第16号に(1)の養殖復興計画書を添付して認定協議会に提出するものとする。

(3) 地域養殖復興プロジェクト運営者は、認定養殖復興計画を変更しようとする場合には、別紙様式第17号に変更後の養殖復興計画書を添付して認定協議会に提出し、その認定を受けなければならない。

(4) 養殖復興計画は、2の(1)のアの(キ)により設けた部会ごとに作成することができるものとする。

4 助成金交付実績報告

水漁機構は、別紙様式第18号により、地域養殖復興プロジェクト運営者に対して交付した助成金の実績を、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

第4 守秘義務

水漁機構、地域養殖復興プロジェクト運営者の役職員、認定協議会、地域養殖復興協議会

の委員、事務局員又はこれらの職にあった者は、本事業の実施に当たり、養殖業者、金融機関等から入手した本事業に参加する養殖業者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

【様式第1号】

養殖復興プロジェクト本部設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、東日本大震災により悪影響を受けた養殖業を復興するため、別紙のとおり養殖復興プロジェクト本部設置要綱を定め、これに基づき養殖復興プロジェクト本部を設置したいので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第2の1の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【様式第2号】

養殖復興プロジェクト本部運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の養殖復興プロジェクト本部運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第2の1の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針

2. 認定協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備考
合 計		

4. その他

【様式第3号】

養殖復興プロジェクト本部運営事業上半期状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度養殖復興プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり上半期の状況報告をとりまとめたので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第2の1の（2）のオの規定に基づき、提出します。

記

1. 実施状況

(1) 概要

(2) 認定協議会開催実績

開催時期	協議内容	備考

(3) 地域養殖復興プロジェクトへの指導・助言等の支援状況

(4) 経費の使用状況

経費区分	事業費	備考
合計		

(5) その他

2. 今後の予定

(1) 概要

(2) 認定協議会開催予定

開催時期	協議内容	備考

(3) 地域養殖復興プロジェクトへの指導・助言等の支援状況

(4) 経費の予定見込額

経費区分	事業費	備考
合計		

(5) その他

【様式第4号】

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の認定に係る協議について

平成 年 月 日付けで下記の地域養殖復興プロジェクト運営者から別添（写し）のとおりに養殖復興計画の認定申請があり、平成 年 月 日の認定協議会においてこの計画の内容について審査した結果、当該養殖復興計画を漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月23日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のイの認定をすることが妥当であるとされたことから、当該地域養殖復興プロジェクト運営者に対し、別紙の認定書を交付したく、養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき、協議します。

※地域養殖復興プロジェクト運営者から提出された計画書及び認定書（案）を添付すること。

~~~~~  
【様式第5号】

番 号  
年 月 日

地域養殖復興プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の認定について

平成 年 月 日付け（番 号）で貴殿から申請のあった養殖復興計画については、平成 年 月 日に開催された認定協議会の審査の結果、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月23日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のイの認定をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※認定書を添付のこと。

【様式第6号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

地域養殖復興プロジェクトに係る支援要領の制定に関する承認申請書

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月23日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のウの規定に基づいて行う指導・助言等の支援について、別紙のとおり地域養殖復興プロジェクトに係る支援要領を作成したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第2の3の（3）の規定に基づき、承認を申請します。

【様式第7号】

養殖復興プロジェクト本部運営事業実施結果報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の養殖復興プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり実施したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第2の4の規定に基づき、事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要

2. 認定協議会開催実績

| 開催時期 | 協議内容 | 備考 |
|------|------|----|
|      |      |    |
|      |      |    |
|      |      |    |
|      |      |    |

3. 地域養殖復興プロジェクトへの指導・助言等の支援実績

4. 経費の配分実績

| 経費区分 | 事業費 | 備考 |
|------|-----|----|
| 合 計  |     |    |

5. その他

【様式第8号】

〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行う〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業に係る助成金について、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

| 項 目 | 必要な助成金の額 | 概算払い | 備 考 |
|-----|----------|------|-----|
| 合 計 | 円        | 有・無  |     |

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2. 振込先

【様式第9号】

地域養殖復興プロジェクト運営事業助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

地域養殖復興プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

( 番 号 )

平成 年 月 日付けで申請のあった貴組合（会）が行う〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（2）の規定に基づき、通知する。

【様式10号】

平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（3）の規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 残額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|---------------|----|
| 合 計 |              |             |              |               |    |

【別紙様式11号】

平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った平成 年度の地域養殖復興プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（5）の規定に基づき、精算額として金 円を請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 不要額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|----------------|----|
| 合 計 |              |             |              |                |    |

【様式第12号】

平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業の助成金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

地域養殖復興プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業精算払請求書の内容を確認した結果、平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業の助成金の額は金 円に確定したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（6）の規定に基づき、通知する。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

~~~~~  
【様式第13号】

地域養殖復興プロジェクト設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
（水漁機構経由）

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、東日本大震災により悪影響を受けた養殖業を復興するため、別紙のとおり〇〇地域養殖復興プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の養殖復興プロジェクトを設置したいので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【様式第14号】

〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている養殖種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 養殖復興計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域養殖復興協議会開催計画

開催時期	協議内容	備 考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

9. その他

【様式第15号】

〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の2の（2）のカの規定に基づき、事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要
2. プロジェクトの対象とした養殖種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における養殖復興計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日も記入
5. 地域養殖復興協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)
8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

9. その他

【様式第16号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の認定申請書

このことについて、別紙養殖復興計画書のとおり〇〇地域養殖復興プロジェクトにおける養殖復興計画を策定したので、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月23日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のイの認定を受けたく、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定に基づき、提出します。

【様式第17号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の変更申請書

このことについて、平成 年 月 日付け（ 番号 ）で認定された当該地域の養殖復興計画について、（理由を簡単に記載）のため内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の養殖復興計画書を作成したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定に基づき、提出します。

【様式第18号】

平成 年度地域養殖復興プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域養殖復興プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績を下記のとおりとまとめたので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の4の規定に基づき、報告します。

記

（単位：円）

地域養殖復興 プロジェクト 運営者名	交付決定		概算払		助成金確定額
	金 額	年月日	金 額	年月日	
合 計 額					

【別添】

〇〇地域養殖復興プロジェクト計画書
(養殖復興計画)

地域養殖復興 プロジェクト名称			
地域養殖復興プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者名		
	住 所		
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

2 地域養殖復興プロジェクト参加者等名簿

※ 養殖関係、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載

3 震災前の養殖業の概要

※ 震災前の養殖業の概要（養殖経営体数、生産量、生産額等）、地域の特徴等を記載

・震災前の施設等の状況

施設名	所有者（個人・共同利用の別）	規格	施設数
養殖施設			
陸上施設			
作業船			

4 被災状況

※ 被災の内容等の情報を記載

	規格及び数量	金額	被災内容
養殖施設			
陸上施設			
作業船			
養殖生産物			

5 計画の内容

※以下、(1) から (6) まで、養殖種類ごと（複数種類の組み合わせの計画も可）に作成

※養殖期間が1年を超えるもの（又は満たないもの）については、1年間でなく1事業期間の数字を記載

(1) 共同化の取組

(2) がんばる養殖復興支援事業の活用

- ・事業実施者：
- ・生産契約先又は契約養殖業者名：
(※事業実施者自らが行う場合には、その旨を記載。)
- ・実施年度：
- ・取組みスケジュール

年度	23	24	25	26	27

- ・取組のスケジュールは、事業期間ごとに記入
- ・検討・導入期間を点線 ———— で、実施期間を実線 - - - - で記入すること。

(3) 施設復興計画

施設名	所有者（個人・共同の別）	規格	震災前	復興1期目 1年目 ～年目	2期目 2年目 ～年目	3期目 3年目 ～年目	活用する事業名
養殖施設							
陸上施設							
作業船							

※養殖期間が1年を超えるもの（又は満たないもの）については、1年間でなく1事業期間の数字を記載

(4) 生産量及び経営体数

項目	震災前	復興1期目 1年目～年目	2期目 2年目～年目	3期目 3年目～年目
生産量 (kg)				
生産金額 (千円)				
経営体数				

※養殖期間が1年を超えるもの（又は満たないもの）については、1年間でなく1事業期間の数字を記載

(5) 復興に必要な経費

(単位：生産量はkg、その他は千円)

	震災前の 状況	復興1期目 1年目～年目	2期目 2年目～年目	3期目 3年目～年目
収 入 生産量 生産額				
経 費 人件費 水道光熱代 種苗代 餌代 養殖用資材代 器具・備品代 魚箱・氷代 販売費 その他の経費 消費税 減価償却費 施設利用料				
収 支				
償却前利益				

※ 同一養殖種類であっても、復興計画に参加する養殖業者の標準的な経営形態や共同化する単位が複数ある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に復興していく場合等について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

<経費等の考え方>

※ 養殖種類（複数種類も可）ごとに復興計画に参加する養殖業者の生産の概要、見込みとその考え方を記載すること。

6 復興後の目標

(1) 生産目標

	震災前		10年後
養殖施設数 陸上施設数 養殖業者数 常時養殖従事者数 臨時雇用者数 生産量 生産金額	○台 ○台 ○経営体 ○人(経営者含む) ○人 ○トン ○千円	→	

(2) 生産体制

※復興後の生産・販売体制等の姿を記載。

7 復興計画の作成に係る地域養殖復興プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

(別紙様式例1)

養殖復興プロジェクト本部設置要綱

(設置)

第1 特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)は、養殖復興プロジェクト本部を設置する。

(組織及び任務等)

第2 養殖復興プロジェクト本部は、養殖復興プロジェクト認定協議会(以下「認定協議会」という。)及び事務局から構成されるものとする。

1 認定協議会

(1) 下記のとおり認定協議会を設置し、各認定協議会はそれぞれが所管する地域における養殖復興計画を審査・認定するものとする。

○○認定協議会：(所管する地域名)

○○認定協議会：(所管する地域名)

(2) 各認定協議会は、別表の1の委員をもって組織する。

(3) 各認定協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。

(4) 会長は、認定協議会の議長となり、会務を総理する。

(5) 認定協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

(6) 会長は、認定協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができるとともに、養殖復興計画の認定に当たって必要と認める場合には、委員以外の者に対し専門委員として協議会への出席を要請し、意見を求めることができるものとする。

(7) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 委員は、再任されることができるものとする。

(9) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。

① 心身の故障のため職務の執行ができないとき

② 破産の宣告を受けたとき

③ 禁錮以上の刑に処せられたとき

④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき

(10) 認定協議会は、地域養殖復興プロジェクトの作成する養殖復興計画の審議及び認定を行うものとする。

(11) 認定協議会には、○○部会を設置する。

① ○○部会は、別表の2の委員をもって組織する。

② ○○部会は、○○○○に関し、専門的立場から認定協議会を支援する。

2 事務局

(1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。

(2) 事務局は、養殖復興プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

(秘密保持義務)

第3 ○○○(養殖業者団体名)の役員、職員、認定協議会委員、(専門委員)、事務局員、(専門部会委員)又はこれらの職にあった者は、養殖復興プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 認定協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関名 役職 氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢 氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職 氏 名

(別紙様式例2)

〇〇地域養殖復興プロジェクト設置要綱

(設置)

第1 〇〇〇【地域養殖復興プロジェクト運営者名】は、〇〇地域養殖復興プロジェクトを設置する。

(組織及び任務等)

第2 〇〇地域養殖復興プロジェクトは、地域養殖復興プロジェクト協議会（以下「地域養殖復興協議会」という。）、事務局（及び〇〇中小漁業経営支援協議会）から構成されるものとする。

1 地域養殖復興協議会

(1) 地域養殖復興協議会は、別表の1の委員をもって組織する。

(2) 地域養殖復興協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。

(3) 会長は、地域養殖復興協議会の議長となり、会務を総理する。

(4) 地域養殖復興協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

(5) 会長は、地域養殖復興協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができるものとする。

(6) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(7) 委員は、再任されることができるものとする。

(8) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。

① 心身の故障のため職務の執行ができないとき

② 破産の宣告を受けたとき

③ 禁錮以上の刑に処せられたとき

④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき

(9) 地域養殖復興協議会は、〇〇地域養殖復興プロジェクトにおける養殖復興計画を作成し、認定協議会の認定を受けるとともに、認定された養殖復興計画の実施に必要な指導・助言等を行うものとする。

(10) 地域養殖復興協議会には、〇〇部会を設置する。

① 〇〇部会は、別表の2の委員をもって組織する。

② 〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から地域養殖復興協議会を支援する。

2 事務局

(1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。

(2) 事務局は、〇〇地域養殖復興プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

3 〇〇中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載）

別紙〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

(秘密保持義務)

第3 〇〇〇（養殖業者団体名）の役員、職員、地域養殖復興協議会委員、事務局員、（〇〇部会委員）又はこれらの職にあった者は、地域養殖復興プロジェクトの実施に当たり、養殖業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域養殖復興協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関名 役職 氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢 氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職 氏 名